茨城県立土浦工業高等学校 学習者用端末使用ルール

令和3年9月1日

1 目的

この利用ルールは、茨城県立土浦工業高等学校において、生徒が使用する学習者用端末を校内ネット ワークに接続して適切に活用することを目的とする。

2 学習者用端末の定義

学習者用端末とは、授業時等に教員の指導のもと校内ネットワークに接続して使用するタブレット端末をさす。ただし、2、3年生のみ、スマートフォン等、携帯電話を学習者用端末として使用できる。

学習者用端末を校内ネットワークに接続して利用できる期間は、本校在学中に限る。

4 利用可能範囲

3利用期間等

原則としてWebブラウザによるインターネット閲覧、クラウド学習サービスの利用を認める。

5利用上の注意

校内ネットワークへの接続を問わず、次の事項を守り適切な学習者用端末の利用に努めること。

- (1) 授業担当者の指示以外での授業時の使用は認めない。また、授業担当者が現れる授業開始5分前には使用をやめること。
- (2) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用または提供しないこと。
- (3) 閲覧およびダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (4) 法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
- (5) 授業など、校内の生活を許可なく写真や動画で撮影、アップロード、共有しないこと。また、個人情報を第三者に見せないこと。
- (6) 端末は毎日持ち帰り、充電すること。また、貸し借りはしないこと。
- (7) 学校の電源での充電は一切認めない。
- (8) 授業担当者から指示のある場合を除き、教室移動の際は、教室のロッカーに保管し、施錠すること。
- (9) その他、学校が禁止する、又は不適切と判断する行為を行わないこと。

- 6 利用の制限及び停止
- 5 の利用上の注意に違反、又は不適切な利用と認められる場合、利用を制限又は停止することがある。 7 クラウド学習サービス等のユーザ I D及びパスワードの管理
- (1) 利用者は、ユーザ I D及びパスワードを他人に知られることがないよう、適切に管理すること。
- (2) ユーザ I D及びパスワードが漏えい、その可能性がある場合は、教職員に速やかに報告すること。
- (3) パスワードは、利用者が1年に1回以上変更し、毎年4月には必ず変更すること。
- 8 端末のセキュリティ対策
- (1) 端末OSのバージョンは最新版に更新していくよう努めること。
- (2) 利用者は、端末にウイルス対策ソフトウェアを導入するなど、ウイルス対策をとること。
- 9 ユーザ I Dの廃止及び設定情報の削除

ユーザは、転退学の場合、ユーザ I D情報及びWi-Fiの設定情報を端末から削除すること。

- 10 その他
- (1) ネットワークの不具合や不正利用を認識したとき、利用者は速やかに教職員に報告すること。
- (2) 端末でWebブラウザの利用、クラウド学習サービス等の利用に関連して利用者に生じた損害について、学校は一切の責任を負わない。
- (3) 学校は、ユーザに対し、クラウド学習サービス等を間断なく提供する義務を負わない。また、これらがユーザに提供されなかったことにより生じた損害について、一切責任を負わない。
- (4) インストールされているソフトウェア含む学習者用端末について、学校は一切動作保証をしない。
- (5) クラウド学習サービス等の利用により、利用者が第三者との間で生じた紛争等に関して、学校は一 切責任を負わない。
- (6) トラブル原因究明のため、学校はネットワークシステムの利用状況や履歴、操作やデータの内容、 送受信記録等をログで管理し、追跡調査をすることがある。